

労働衛生専門委員会運営要項の一部改正について(案)

労働衛生専門委員会運営要項 新旧対照表

新	旧
<p>(組 織)</p> <p>第3条</p> <p>4. <u>委員長</u>は、特定事項の調査検討等を行うため、必要に応じ<u>ワーキンググループ</u>又は<u>タスクフォース</u>を設置する<u>ことができる</u>。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和2年3月5日から施行する。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第3条</p> <p>4. <u>委員会</u>に、特定事項の調査検討等を行うため、必要に応じタスクフォースを設置する。</p>